

7月のお知らせ

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
 役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
■瀬戸内町役場代表
 ☎72-1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は宿直室につながります。

奄美大島・徳之島・沖縄北部及び西表島を世界自然遺産へ！

vol.65

外来植物の防除にご協力をお願いします！

皆さんは「オオキンケイギク」という外来植物を御存じでしょうか。5月～7月に咲く、黄色い花びらの、高さ30cm～70cm程度のキク科の植物です。とてもきれいな花なのですが、繁殖力が非常に強く、定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまいます。そのため、外来生物法により「特定外来生物」に指定されています。

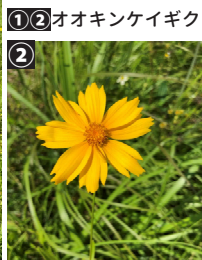
死させた上で、燃やせるゴミの袋へ入れ、決められた燃やせるゴミの日に指定の場所へ出してください。（生きたままの運搬も違法です）その他の外来植物の情報や、不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

■お問い合わせ先 図書館・郷土館 ☎0997-72-3799
 奄美野生生物保護センター ☎0997-55-8620

が非常に強く、定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまいます。そのため、外来生物法により「特定外来生物」に指定されています。

禁じています。違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられる場合があります。ご注意ください！また、見つけた際には防除にご協力頂けたらと思います。

■防除方法
 ・十分に乾燥、枯



①②オオキンケイギク

■お問い合わせ先 瀬戸内町へき地診療所 ☎0997-72-3211
 保健福祉課保健予防係 ☎0997-72-1068

妊婦健診を行います。妊婦健診のみの対応で分娩はできません。予約制で県立大島病院・名瀬徳洲会病院の医師の許可があり「瀬戸内へき地診療所」で受診を希望される方

へき地診療所「妊婦健診」開始
 安心して産み育てる「まち」を目指して、県立大島病院・名瀬徳洲会病院・地域医療連携推進法人アナム・鹿児島県・鹿児島大学医学部など様々な機関のご尽力によって「妊婦健診」が始まりました。妊婦さんが安心して安全に妊婦生活を送り、健康な赤ちゃんを産むためにローリスクの妊婦健診を行う目的で、県立大島病院の産婦人科医師が妊婦健診を行います。

※妊婦健診のみ対応で分娩はできません。予約制で県立大島病院・名瀬徳洲会病院の医師の許可があり「瀬戸内へき地診療所」で受診を希望される方



↑妊婦健診のスタッフ

■日時
 毎週木曜日14時～17時

■場所
 へき地診療所

■料金
 妊婦健診にかかる料金は無料です。

■申込方法
 受診する週の火曜日までに電話予約してください。

■お問い合わせ先 財産管理課管財係 ☎0997-52-1196

「旧救急搬送艇おとり」を、一般競争入札により売却します。入札には、原則として町内在住のどなたでも参加できますので、購入を希望される方は、ぜひご参加ください。

■入札日時・場所
 ▽日時 7月21日(火)午後2時
 ▽場所 瀬戸内町役場4階会議室

町有財産(物品)の売却のお知らせ
 「旧救急搬送艇おとり」を、一般競争入札により売却します。入札には、原則として町内在住のどなたでも参加できますので、購入を希望される方は、ぜひご参加ください。

■入札日時・場所
 ▽日時 7月21日(火)午後2時
 ▽場所 瀬戸内町役場4階会議室



↑旧救急艇おとり

■売却する物品
 旧救急搬送艇おとり(現状渡し)

■申込期間
 7月1日(水)午前9時～7月14日(火)午後5時

■見学される方は、必ず事前に財産管理課管財係へご連絡ください。

■申込方法
 所定の申込書により申込期間内に直接申込みものとし、電話、FAX等による申込は受け付けません。

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎ 0997 - 72 - 1068

国民健康保険被保険者証の切替について

■切替期間
7月27日(月)～8月7日(金)
8時30分～17時
(休日を除く)

■持参するもの
①国民健康保険被保険者証(有効期限が令和2年7月31日までの被保険者証)
②印鑑(スタンプ)
印不可)

※被保険者証の切替に伴う準備期間があるため、7月中に国保税を完納された世帯(特に金融機関でのお支払の場合)は、完納確認が遅れるため、行き違いが生じてしまいます。恐れ入りますが、切替の際、必ず完納された領収証を持参してください。

■切替方法
◇古仁屋市街地の方(大湊、春日、松江、船津、高丘、宮前、瀬久井東、瀬久井西)
役場1階保健福祉課(国保窓口)
◇市街地以外の方
各集落の嘱託員が切替を行います。
※集落毎で切替方法が異なることもありますので、お住いの地区の嘱託員にお問合せください。

※75歳以上(65歳以上の障害認定者を含む)の「後期高齢者医療制度」の被保険者証についても8月が切替となっております。詳細は、保健福祉課保険給付係へお問い合わせください。

問合せください。

★後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進にご協力をお願いします。

後発医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される薬です。

新薬と同じ効果を保ちながら低価格で提供されていることが多く、医療の質を下げることなく、医療費の節約に貢献しています。

まずは、医師・薬剤師に相談して、後発医薬品を上手に活用しましょう。



■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎ 0997 - 72 - 1060
奄美大島年金事務所 ☎ 0997 - 52 - 4341

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成2年4月から令和3年3月までの国民年金保険料は月額16540円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限内に納付が無ければ、延滞料金が課せられるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえされることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請については、国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡等不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の免除の受付は令和2年7月1日から開始されます(申請時点の2年1か月前までしかのぼって申請可能)。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、町民生活課国民年金係へご相談ください。

「年金ポータル」について



国民年金保険料を年金に関する情報をインターネット上で容易に見つけられるように厚生労働省が作成したサイトです。

このサイトでは自分の日常生活に合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについて、瞬時に情報を検索できます。専門用語をできるだけ使わず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せます。



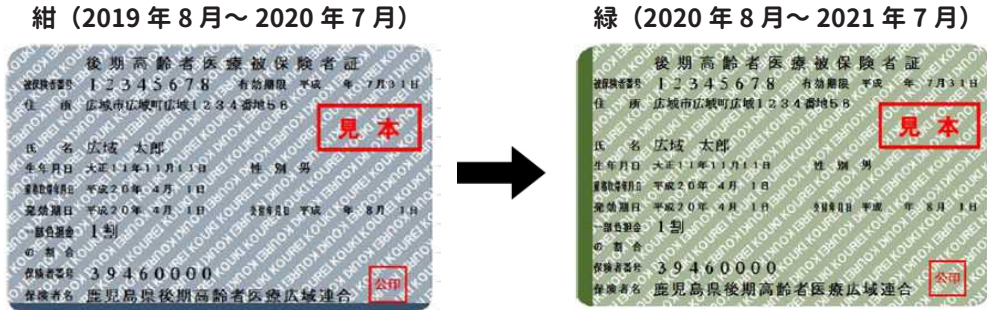
↑こちらから年金ポータルをご覧いただけます

後期高齢者医療被保険者証の切替について

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎ 0997 - 72 - 1068

現在、ご使用中の「後期高齢者医療被保険者証」は有効期限が令和2年7月31日までとなっており、8月1日以降は新しい保険証となります。
 なお、古仁屋市街地にお住まいの方は7月下旬にご自宅に郵送します。
 市街地以外にお住まいの方は各集落の嘱託員に配布していただきます。
 ※保険料の滞納がある方は切替ができません。早めの完納をお願いします。

● 7月31日まで→紺色の保険証 8月1日から→緑色の保険証



■お問い合わせ先 水産振興課港湾漁港係 ☎ 0997 - 72 - 1114

「海の日」(7月1日)が祝日とされています。

この運動は、近年の海岸に対する良好な環境への意識の高まり、レクリエーションの場としての利用に対するニーズの増大など、良好な海岸環境や利用への国民の期待はますます高まってきていることから、快適で潤いのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想や防災意識の普及と啓発を図ることを目的として、本年度も7月を『海岸愛護月間』と定め、実施します。

なお、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」が祝日とされています。

1日(7月31日)は、海事思想の普及を図るため、海事関係団体・地方公共団体等の協力を得て実施しており、この『海岸愛護月間』と相まって国民各層に「海の日」の意義を広めることとされています。

国民共有の財産である海岸への愛護意識の高揚と啓発活動、海岸愛護団体の育成、活動支援等につき十分な成果をあげられますようお願いします。

令和2年度『海岸愛護月間』の実施について



■お問い合わせ先 税務課課税係 ☎ 0997 - 72 - 1116

変更前 (令和元年度)		所得割額	均等割額	平等割額	課税上限額
	医療分	7.40%	15,100円	14,800円	61万円
後期支援分	3.30%	5,400円	5,200円	19万円	
介護分	2.30%	7,500円	5,000円	16万円	
合計	13.00%	28,000円	25,000円	96万円	



変更後 (令和2年度)		所得割額	均等割額	平等割額	課税上限額
	医療分	8.40%	18,900円	18,000円	63万円
後期支援分	3.40%	6,000円	5,600円	19万円	
介護分	2.20%	9,100円	5,800円	17万円	
合計	14.00%	34,000円	29,400円	99万円	

国民健康保険税は、被保険者が安心して医療機関を受診するために必要なものです。ご理解ご協力をお願いいたします。

国民健康保険税が変わります

土石流及び山崩れ災害についてのお知らせ

■お問い合わせ先 建設課森林土木係 ☎ 0997 - 72 - 1197

近年、梅雨期の豪雨や台風により、多くの山地災害が発生していることから、梅雨期を迎えるにあたり、土石流が発生した場合、被害を受ける危険性があり、緊急的な防災対策が必要となりますのでお知らせします。

雨の日は気象情報や防災無線の情報に注意し早めの避難を心がけましょう。

特に雨が降っているときに土石流の前兆現象を感じた場合や、市町村からの避難の連絡があった場合は、速やかに避難所へ避難しましょう。また、記録的な豪雨が予想される場合は、今までにない規模の災害が起こる危険性があります。さらに、雨が降り止んだ後でも、土石流が発生することもありますので注意しましょう。

なお、山地災害に関してお気づきのことがあれば、瀬戸内町役場建設課 (Tel 72-1197) まで連絡してください。



土石流災害について

谷や斜面に貯まった土・石・砂などが梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒に流れてくるのが土石流です。破壊力が大きく、また、速度も速いので、大きな被害をもたらします。

土石流の前兆現象

- 山鳴り、立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める

山崩れ災害について

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった山の斜面が突然崩れるのが山崩れです。突発的に起こり、瞬時に崩れるので、逃げ遅れる人も多く犠牲者の割合も高くなります。また、地震をきっかけに起こることもあります。

山崩れの前兆現象

- わき水の量が急に増える
- 枯れたことの無いわき水が止まる
- 山の斜面を水が走り始める
- 地鳴りの音がきこえだす
- 山の斜面に亀裂が走る
- 山の木が傾く
- 石が転がり落ちてくる

■お問い合わせ先 農林課農林整備係 ☎ 0997 - 72 - 1174

森林の土地の所有者届出制度について

<p>■制度の概要</p> <p>森林法の改正により、平成24年4月から、新たに森林の土地の所有者となった場合には、市町村長への届出が義務づけられています。この届出制度は、森林法に基づく採及び伐採後の造林の届出に係る命令等を円滑に実施する上で、森林の土地の所有者の異動を把握することが重要であることから創設されました。</p>	<p>土地の所有者とは、土地の売買のみではなく、相続、贈与による取得が対象となるほか、森林の土地を所有している法人を買収したことによる土地の取得も対象となります。</p>	<p>■届出に添付する書類</p> <p>届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。</p>
<p>新たな森林の</p>	<p>①当該森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)</p>	<p>■各種資料に写しなど</p> <p>各種資料(届出書様式(W o r d)、記入例、関係法令、Q & A)は、林野庁のホームページでダウンロード出来るほか、市町村役場などに備えられています。</p>
<p>を円滑に実施する上で、森林の土地の所有者の異動を把握することが重要であることから創設されました。</p>	<p>②当該森林の土地の登記事項証明書(写しでよい)、権利取得の原因となる事実を証する書面(土地売買契約書の写し、遺産分割協議書の写し、土地の権利書の</p>	<p>土地の所有者とは、土地の売買のみではなく、相続、贈与による取得が対象となるほか、森林の土地を所有している法人を買収したことによる土地の取得も対象となります。</p>



■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部 ☎ 0997 - 72 - 0147

（無料）のご案内
司法書士による法律相談会

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を下記のとおり開催します。事前に予約されると、優先的にご相談頂けます。たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度について、会社を作りたい。などなど、様々なお悩みも気軽に相談ください。

■相談日時
7月16日(木)午前10時～午後1時

■相談場所
町営コーラルタウン船津団地集会所

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。



「令和2年度の熱中症予防行動」

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

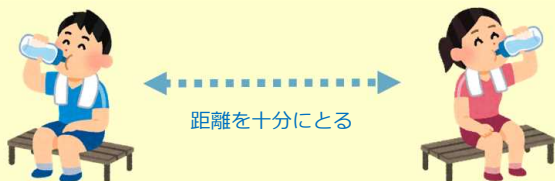
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



■お問合わせ先 税務課収納係 ☎ 0997 - 72 - 1117

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における町税等の措置について

①徴収の猶予制度について
収入が大幅に減少（前年同期比20%以上の減少）した場合は、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予できます。
※令和2年2月1日から令和3年1月31日まで納期限が到来する町税等について適用。
■お問合わせ先 税務課収納係 ☎ 72 - 1117

②町税等の軽減措置・減免について
▽固定資産税
収入が大幅に減少（令和2年2月～10月までの任意の3か月間）の売り上げが、前年同期比30%以上の減少）した場合、令和3年度の固定資産税を減免する。
▽国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
↓保険料（税）を全額免除
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
↓保険料（税）の一部を減額

保険料（税）が一部減額される具体的な要件
【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の方】
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
(2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること。
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
【介護保険料の方】

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
減免期間
令和元年度及び令和2年度分の保険料（料）で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されているもの。
■お問合わせ先 税務課収納係 ☎ 72 - 1117

■お問合わせ先 商工観光課商工労政係 ☎ 0997 - 72 - 1115

瀬戸内町「ささえ愛」クーポン事業について（お知らせ）



新型コロナウイルスの影響により活動自粛等を行っている瀬戸内町民への生活支援・町内事業者への景気対策を目的として、瀬戸内町民（6月9日時点で住民基本台帳に記録されている方）に「瀬戸内町ささえ愛クーポン」を発行します。1人当たり5000円分のクーポン（1枚500円の10枚綴り）を世帯主宛てに同一世帯の家族分を郵送します。
■郵送時期
6月末を目途にレターパックプラス（特定封筒郵便物、対面授受）にて郵送予定。
■注意事項
※対象店舗でのみ使用可能。
※転売、現金との引換及びその他の商品券や他の金券との交換不可。
※盗難、紛失または滅失に関して町は責任を負いません。
※おつりは出ません。
※有効期限内外に関わらず現金での払戻不可。
■その他
親族等からの暴力を理由に避難されている方（D

V避難者）で、クーポンの送付先変更を希望する方は届出が必要で
す。6月26日(金)までに商工観光課までご連絡下さい。
クーポン参加店舗募集中！
クーポン利用可能店舗の参加申込を受付中です。
詳しくは町ホームページ又は商工観光課までお問合せください。
町ホームページにて、利用可能店舗として広報します。

↑このポスターが貼ってるお店でクーポンご利用可能です



↑クーポンデザイン（予定）

消防分署からのお知らせ

■お問い合わせ先 瀬戸内消防分署 ☎ 0997 - 72 - 1190

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成23年6月1日から令和3年6月1日で**10年**を迎えます。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

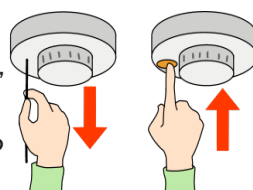
設置が必要な場所は、寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

鹿児島県 / 鹿児島県消防長会 (鹿児島県内20消防本部)

鹿児島市消防局 / 薩摩川内市消防局 / 霧島市消防局 / 大隅肝属地区消防組合 / 大隅曾於地区消防組合 / 伊佐湧水消防組合 / 出水市消防本部 / 阿久根地区消防組合 / いちき串木野市消防本部 / さつま町消防本部 / 始良市消防本部 / 日置市消防本部 / 南さつま市消防本部 / 指宿南九州消防組合 / 枕崎市消防本部 / 垂水市消防本部 / 熊毛地区消防組合 / 大島地区消防組合 / 徳之島地区消防組合 / 沖永良部与論地区広域事務組合 (お問い合わせは、最寄りの消防本部へ)

後援：FDMA 消防庁
住民ととも Fire and Disaster Management Agency